

意見書の提出



学校給食費を無償化するための財政措置を求める意見書

少子化対策につながる子育て世帯の負担軽減策として学校給食費の無償化に取り組む自治体が増えている。文部科学省が「こども未来戦略方針」に基づき令和5年度に実施した調査によると、全国の自治体の3割が学校給食費を完全無償化している。

しかし、市町村における給食費の無償化は、自己財源により対応せざるを得ない実情があり、その財政力から無償化の実施が困難な自治体が多く、また、本市のように一度は無償化に踏み切るも財源の継続的な確保に苦慮し、無償化を断念せざるを得ない自治体もみられる。

学校給食法第1条において、「学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」旨規定されている。

子どもは住んでいる地域にかかわらず等しく平等であるべきであり、学校給食の意義を考えれば、自治体の判断や財政状況によって差が生じたり、事業の継続性が損なわれることは好ましい状況ではない。

よって、本市議会は、全国一律での学校給食費の無償化の実現のため、国に対し、下記のとおり自治体への財政措置を講じることを強く求める。

記

- 1 学校給食費の無償化を国の子ども・子育て政策に位置付けるとともに、学校給食法を改正し、財政措置を講じて国の責任において学校給食費の無償化を進めること。
- 2 今なお、学校給食食材の高騰の影響がある中、学校給食を安定的に提供するため、地方創生臨時交付金の継続等による財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月20日

栃木県大田原市議会議長 菊池久光



【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策）